

令和2年3月27日

第3回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和2年3月27日(金) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山崎委員 堅田委員
中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員
(推進委員6名) 青木委員 森田委員 鍋島委員 中平委員
谷本委員 市川(孝)委員
4. 欠席委員 (推進委員2名) 谷脇(督)委員 森光委員
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 坂本次長
盛光主幹
6. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 【1】農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	市川会長 只今から令和2年第3回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	国広局長 本日は、第3回の総会です。よろしくお願いいたします。7番谷脇(督)委員、8番森光委員より欠席の連絡をいただいておりますので報告いたします。
議長	市川会長 今回の議案は4号までですが、慎重にご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは日程第1の議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。別にないようでしたら、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
採決	(異議なし) 多数。
議事録署名	市川会長 ご異議なしとしますので、本日の議事録署名人は1番山崎委員、3番中村委員よろしくお願いいたします。
議長	市川会長 それでは日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の審議について。農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。 令和2年3月27日 須崎市農業委員会会長市川雅彦 申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他2件 申請受理面積 地目 台帳 田 487㎡ 現況 畑 743㎡ 合計 1230㎡

番号 1	申請人	譲渡人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
		譲受人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
	土地の所在地		須崎市浦ノ内東分字鳶田ノ○○
	土地の表示		地目 台帳 田 現況 田 面積 487 m ²
	事 由		売買
	耕作面積		74.48 a
	稼働力		2 / 3
番号 2	申請人	譲渡人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
		譲受人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
	土地の所在地		須崎市上分字宮ノ沖丙○○
	土地の表示		地目 台帳 畑 現況 畑 面積 148 m ²
	事 由		売買
	耕作面積		118.75 a
	稼働力		1 / 1
番号 3	申請人	譲渡人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
		譲受人	住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○
	土地の所在地		須崎市下郷字大久保○○
	土地の表示		地目 台帳 田

	<p>現況 畑 面積 595 m² 事由 売買 耕作面積 110.68 a 稼働力 3/4</p>
議 長	<p>市川会長 それでは、議案第1号について、事務局の補足説明をお願いします。</p>
補足説明	<p>坂本次長 それでは補足説明をします。議案書2ページをお願いします。 全ての申請について、法定の添付書類は整っております。 番号1番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在74.48aですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、露地野菜の栽培を行うとのことです。 番号2番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在118.75aですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、引き続き葡萄の栽培を行うとのことです。 番号3番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在110.68aですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、引き続きミョウガの栽培を行うとのことです。 それでは、全ての申請について、農地法第3条第2項に照らし合わせて順番に確認していきます。 第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号農地所有適格法人以外の法人、第3号信託については適用ありません。 第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。 第5号の下限面積は、問題ありません。 第6号転貸にも該当しません。 第7号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 以上、すべての案件について、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p>

審議	市川会長 それでは、関係委員さん意見ををお願いします。
意見	6番 森田委員（推進委員） 番号1の現地確認をしましたが、申請地は耕作できる状態です。また、申請者からも野菜を栽培する予定と伺っております。事務局説明からも各要件は満たしていると思われることから、許可相当と判断します。
意見	4番 青木委員（推進委員） 番号2の現地確認をしましたが、申請地は耕作できる状態です。譲渡人からは独身で跡取りがないので全部効率利用に不安があるので農地の売買を希望しているとの申し出がありました。事務局説明からも各要件は満たしていると思われることから、許可相当と判断します。
意見	9番 鍋島委員（推進委員） 番号3の申請地の確認をしてきましたが、事務局説明からも各要件は満たしていると思われることから、特に問題なく許可相当と思われれます。
審議	市川会長 お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。
意見	14番 中西委員（農業委員） 特に問題はないようですので番号1から3について許可相当と判断します。
審議	市川会長 別に問題ないということで、許可を与えることにご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	市川会長 ご異議がないようでございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、農地法第3条1項の規定により、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

<p>議案説明</p>	<p>国広局長</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の審議について。農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年3月27日 須崎市農業委員会会長市川雅彦</p> <p>(1) 申請者 住所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件</p> <p>(2) 申請受理面積 畑 20㎡ 計 20㎡</p> <p>番号1 申請人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○</p> <p>土地の所在地 須崎市浦ノ内西分字鹿ノ子越○○</p> <p>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑</p> <p>面積 20㎡ 農地の種別 2種</p> <p>事由 墓地納骨堂設置</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりです。</p>
<p>補足説明</p>	<p>国広局長</p> <p>続きまして、補足説明をします。</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用目的は、墓地納骨堂を整備するもので、自宅から近く徒歩で10分程の距離にあり、供養及び管理が容易で、平地でもあること、また、今後のことも考えると最も墓参しやすい適地は申請地しかなく、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、石材費及び据付費一式○○○万円、整地費○○○万円、合計○○○万円は自己資金で整備する計画（残高証明書添付）であり、資力・信用については問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から令和2年8月31日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、墓地埋葬法による許可申請済</p>

	<p>であり、特に問題は認められません。</p> <p>計画面積の妥当性については、所用面積 20 m²は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地（転用地以外）内の周囲の自己所有地で自然浸透。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、進入路は南側市道より進入しますが、現状のまま進入するので、工事、占用許可は不要となります。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>5番 山口委員（農業委員）</p> <p>番号1の申請地は、2種農地で申請者が墓地納骨堂を設置するものです。事務局説明からも各要件は満たしていると思われ、現地確認でも周辺農地への影響等特に問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおりでございますが、この件について何かご質問ご意見はございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>14番 中西委員（農業委員）</p> <p>こちらは以前に皆様と現地確認に行った場所ですが、特に問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおり、特に問題もないとのこと、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の審議については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事へ送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議について。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年3月27日 須崎市農業委員会会長市川雅彦</p> <p>(1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 他2件</p> <p>(2) 申請受理面積 田 1067.05 m² 畑 143 m² 計 1210.05 m²</p> <p>番号1 申請人 譲渡人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○ 譲受人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○</p> <p>土地の所在地 須崎市大谷字船尾嶋○○ 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 544 m²の内498.05 m² 農地の種別 1種</p> <p>事 由 自己用住宅</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>番号2 申請人 譲渡人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○ 譲受人 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 地区：○○</p>
------	--

補足説明	<p>土地の所在地・土地の表示</p> <p>須崎市上分字掘り甲〇〇 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 4 2 m²</p> <p>同 甲〇〇 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 5 9 m²</p> <p>同 甲〇〇 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 4 2 m²</p> <p>農地の種別 2種</p> <p>事由 一般住宅建築</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p> <p>番号3 申請人 賃貸人 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>氏名：〇〇 〇〇</p> <p>地区：〇〇</p> <p>賃借人 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>氏名：株式会社 〇〇〇〇</p> <p>地区：〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市下分字馬越甲〇〇</p> <p>土地の表示 地目 台帳 田</p> <p>現況 畑</p> <p>面積 5 6 9 m²</p> <p>農地の種別 3種</p> <p>事由 店舗</p> <p>隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。</p>
	<p>国広局長</p> <p>3件の申請について続けて補足説明をします。</p> <p>まず1番についてです。</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は、10ha以上の集団の広がりのある第1種農地と判断されます。転用の目的は、自己用住宅を整備するものです。</p> <p>申請理由については、昨年双子が生まれ、現在、妻と子ども4人の6人家族での借家住まいでは手狭となっていること、また、これからの子育てへの援助や今後の両親の老後の介護も考慮し、両親の家と同じ集落もしくは近郊で適地を探していたところ、地権者から耕作者もおらず、周囲への営農に悪影響になっていることからそのまま放置しておくよりも宅地利用をした方が良いからと提案を受け、申請地を選定したものです。</p> <p>なお、申請地は第1農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される「集落に接続して設置されるもの」に該当するものであり、他に代替すべき土地はなく、</p>

やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地取得費〇〇〇円、土地造成費〇〇〇円、建築費〇〇〇円は、金融機関から借り入れての計画で、融資証明の提出もあり、資力に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から5ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については、転用面積498.05㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透と傾斜により集合桝を経由し排水管を通して南側水路に排水。生活排水についても浄化槽で処理した後、同じく排水管を通して南側水路に排水します。排水同意、工事、占用許可については、管理者である須崎市建設課担当に許可等不要とすることを令和2年3月11日確認しています。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。

その他については、進入路は南側市道からとなり水路には蓋を掛けますが、管理者である須崎市建設課より令和2年2月27日付け許可済となっています。

2番についてです。

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地（第2種農地）です。転用の目的は、一般住宅を建築するもので、申請理由は、現在、須崎市内で妻とともにアパート暮らしをしているが、妻の職場が須崎市内にあり、須崎市内で適地を探していた所、妻の職場から申請地まで約1kmと近く、また、今後起こりうる地震による津波に対しても安全な場所であり、現在は耕作されていないこの申請地の話があったとすることで、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地取得費2,400,000円、土地造成費2,600,000円は自己資金で、建築費13,800,000円は金融機関から借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和2年11月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については、建築面積79.49㎡、所用面積143㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は傾斜により、4箇所の集水桝を経由し排水管を通して、東側市道側溝に排水し、生活排水についても合併浄化槽を経由し同じく市道側溝に排水。市道側溝への排水については、排水同意、工事、占用許可等不要とすることを管理課である市建設課担当に令和2年3月10日確認済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。

その他については、進入路は、隣接する東側市道から進入しますが、現状のまま進入

	<p>するので、工事、占用許可は不要です。(市建設課担当に確認済)</p> <p>最後に3番についてです。</p> <p>農地の区分と転用目的については、申請地は須崎西ICより300m以内にある第3種農地であり、転用目的は、高速道路の出入り口付近で優れた立地場所で十分経営が成り立つとの判断から、コンビニエンスストア店舗及び駐車場を整備するもので、特に問題はないと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地賃借料〇〇〇円、店舗建築・造成・外構工事費用〇〇〇円、店内什器類設置費用〇〇〇円、合計〇〇〇円は会社の自己資金で整備する計画であり、資力・信用については問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から令和2年9月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性については、転用面積569㎡と一体的利用地828㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、店舗排水は、合併浄化槽にて処理した後、南西側の用悪水路に排水。屋根雨水も雨桶から通水管を通して同じく南西側の用悪水路に排水。南西側の用悪水路への排水は、管理組合である中島水利組合の同意済。工事、占用許可については、水路管理課である市農林水産課に令和2年3月11日許可不要とを確認済です。その他雨水はアスファルト塗装に傾斜を付けることにより導流し同じく北東側国道側溝に排水しますが管理者である土佐国道事務所に排水同意について、令和2年3月23日付け同意済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。</p> <p>その他については、土地利用計画図の進入路については、東側国道及び南西側市道より、申請地内への進入となりますが、既存のままの使用となるのでそれぞれ許可等不要とを確認済です。(令和2年2月13日 土佐国道事務所に確認済 令和2年3月11日 市建設課に確認済)</p> <p>なお、申請地は土地改良共同施工の農地ですが、管理団体である岡本馬越共同施工は、昭和56年頃解散しており、承諾は不要です。</p> <p>議長 市川会長 それでは、関係委員さん意見ををお願いします。</p> <p>意見 14番 中西委員(農業委員) 1番の申請地ですが、本日欠席している森光委員から現地確認を行い、問題ないとの伝達がありました。また、事務局からの補足説明にありますように、隣接の農地の同意もあるとのことなので問題ないと判断します。</p>
--	--

	<p>13番 谷脇（裕）委員（農業委員）</p> <p>2番の申請地ですが、12月に農振・農用地除外申請で現地確認に行った場所になります。申請者が一般住宅を建築するものですが、事務局説明からも各要件は満たしていると思われ、周辺農地への影響等、特に問題ないと判断します。</p> <p>11番 谷本委員（推進委員）</p> <p>3番の申請地ですが、申請者が店舗を建築するものですが、事務局説明からも各要件は満たしていると思われ、また、南西側の用悪水路への排水については、中島水利組合の同意有とのことなので特に問題ないと思われ。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>お聞きのとおり、特に問題もないとのこと、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の審議につきましては、番号1は許可申請を農地法第5条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。また、番号2・番号3は農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p> <p>続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）。</p> <p>上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。</p> <p>令和2年3月27日 須崎市農業委員会会長市川雅彦</p>
議 長	<p>別冊のとおり</p> <p>市川会長</p>

<p>補足説明</p>	<p>補足説明をお願いします。</p> <p>盛光主幹 それでは、別冊についてご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画書（案）</p> <p>令和元年度第8号</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>令和2年3月27日 須崎市長楠瀬耕作</p> <p>次に、利用権の設定を受ける者の農業経営状況総括表をご覧ください。</p> <p>整理番号 31-18</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所：○○○○○○○○○ 氏名：○○ ○○ 農作業従事日数 365日</p> <p>利用権設定等面積（A） 農地 1646㎡ 経営耕地面積（B） 農地 8304㎡ 合計（A）+（B） 農地 9950㎡</p> <p>農作業従事者 農業専従者 3名 （内15歳以上60歳未満の者1名）</p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 氏 名：○○ ○○ 生年月日：○○○○年○○月○○日 地 区：○○</p> <p>利用権の設定をする者 氏 名：○○ ○○ 生年月日：○○○○年○○月○○日 地 区：○○</p> <p>聴取確認欄</p>
-------------	---

1. 通 作 距 離 1 km未満
2. 権 利 の 種 類 賃借権設定 (期間借地)
3. 借 受 人 の 分 類 個人 (その他)
4. 貸 付 人 の 分 類 個人
5. 中核農家の該当の有無 (借受人) 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模 (農地面積) 借人 0.7～1, 0 h a
貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無 (借受人) 有

利用権を設定する土地

所 在 須崎市下郷字大久保〇〇
現 況 地 目 畑
面 積 1 6 4 6 m²

設定する利用権

内 容 (作物名) ニラ
始 期 (年月日) 令和 2年4月 1日
終 期 (年月日) 令和12年3月31日
存続期間 (年月) 10年
借 賃 15,000円
借賃の支払方法 毎年末口座振込
利用権の種類 賃借権
当事者間の法律関係 賃貸借

利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。

受付番号31-18ですが、借受人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は7人、うち3人が専従者となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する

	<p>権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。以上であり、今回の申請1件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>市川会長 この件について、ご意見お願いいたします。</p>
意 見	<p>14番 中西委員（農業委員） 議案第4号、農用地利用集積計画について（諮問）、意見を述べさせていただきます。整理番号31-18の申請1件の借受人は、農業に従事しており、計画は妥当と判断します。</p>
審 議	<p>市川会長 十分な審議の結果、計画は妥当と判断し、答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議ないようですので、議案第4号農用地利用集積計画について（諮問）を、承認することに決定し、答申することとします。 それでは、報告事項【1】農地の時効取得について、を議題といたします。</p>
議案報告	<p>国広局長 報告事項【1】、農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。 令和2年3月27日 須崎市農業委員会会長市川雅彦 (1) 申請者 住 所 ○○○○○○○○ 氏名及び件数 ○○ ○○ 1件 (2) 申請受理面積 田 2593㎡</p>

畑 1747 m²

計 4340 m²

番号1 義務者 住所：○○○○○○○○○

氏名：○○ ○○

地区：○○

権利者 地区：○○

住所：○○○○○○○○○

氏名：○○ ○○

土地の所在地 須崎市吾井郷字成石甲○○

土地の表示 地目 畑

面積 71 m²

事由 登記原因日付 平成10年10月1日

時効取得受付 令和 2年 2月3日

番号2 義務者 地区：○○

住所：○○○○○○○○○

氏名：○○ ○○

権利者 地区：○○

住所：○○○○○○○○○

氏名：○○ ○○

土地の所在地・土地の表示

須崎市多ノ郷字添ヶ谷甲○○ 地目 畑 面積 310 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 72 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 132 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 59 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 122 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 52 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 99 m²

同 甲○○ 地目 畑 面積 390 m²

須崎市多ノ郷字中川 甲○○ 地目 田 面積 202 m²

同 甲○○ 地目 田 面積 985 m²

	同	甲〇〇	地目	田	面積	4 9 7 m ²
	須崎市多ノ郷字宗国	甲〇〇	地目	畑	面積	5 2 m ²
	同	甲〇〇	地目	畑	面積	1 7 8 m ²
	同	甲〇〇	地目	畑	面積	8 5 m ²
	同	甲〇〇	地目	畑	面積	1 2 5 m ²
	須崎市多ノ郷字椿ノ本	甲〇〇	地目	田	面積	9 0 9 m ²
	事由	登記原因日付	昭和	4 2 年	1 0 月	1 2 日
		時効取得受付	令和	2 年	2 月	2 5 日
議 長	市川会長	以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。				
報告提案	国広局長	先日、笹岡委員が亡くなられたことにより退任となりますので報告します。 また、退任に伴う農業委員の補充については、現在の組織業務や残りの任期等を踏まえ市川会長、中西職務代理と協議しました。農業委員会としては、別紙、須崎市農業委員会委員の選任に関する要綱等により1名欠員となっても成立します。欠員分の業務については、他の農業委員会の委員協力のもと令和3年5月16日の任期まで取り組んでいくことを提案します。				
審 議	市川会長	事務局より報告及び提案がありましたが、欠員については、令和3年5月16日の任期まで補充せず、この体制で行っていくということによろしいでしょうか。				
採 決	農業委員（異議なし）多数。					
閉会宣言	市川会長	その他、何かございませんか。ないようでしたら、以上で第3回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。				
			閉会	午後	3時5分	
	その真正なることを証して署名する。					

議 長

1 番

3 番